

# 地方公務員法テキストの新定番100のポイントで地方公務員法を完全理解!

2訂版

## 図説 地方公務員法 ポイント100

■田中 徹也 著 ■定価(本体1,900円+税)  
■A5判/176頁 ISBN978-4-8090-4068-9 C3032 ¥1900E



### 主な改訂のポイント

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正に伴い、

- 人事評価制度の導入
- 職階制の廃止
- 再就職者による依頼等の規制

を補正。

### 目次

Part 1 地方公務員法の意義	Part 12 特別な任用等	Part 24 サービスの根本基準
Part 2 地方公務員法の構成	Part 13 人事評価、研修	Part 25 職務上の義務
Part 3 地方公務員とは	Part 14 勤務条件の根本基準	Part 26 身分上の義務
Part 4 一般職と特別職	Part 15 給与に関する原則	Part 27 政治的行為の制限
Part 5 人事機関	Part 16 給与その他の給付の内容	Part 28 福祉に関する制度
Part 6 職員に適用される基準の通則	Part 17 勤務時間	Part 29 利益の保護
Part 7 任用の根本基準	Part 18 休日・休暇	Part 30 労働基本権の制約
Part 8 任命の方法	Part 19 部分休業・休業	Part 31 団結権
Part 9 競争試験と選考	Part 20 分限及び懲戒の意義	Part 32 団体交渉権
Part 10 臨時的任用・非常勤職員	Part 21 分限処分の内容	Part 33 補則・罰則
Part 11 任期付採用	Part 22 定年退職と再任用	さくいん
	Part 23 懲戒処分の内容	※ =2訂版で補正した項目

Part 13  
**人事評価、研修**

**ポイント**

- ㉗ 人事評価は、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力、挙げた業績を把握して行われる。
- ㉘ 任命権者は、人事評価を任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用する。
- ㉙ 地方公共団体は、研修の目標や研修計画の指針など、研修に関する基本的な方針を定めなければならない。

**㉗ 人事評価の実施**

地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を確保するためには、能力主義・成績主義(㉓ Part 7)を実現する必要があります。そのため的手段として、人事評価制度が設けられています。

人事評価は、職員の勤務態度、能力と業績の両面から評価することとされています。

職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握(例えば企画立案、専門知識、協調性、判断力など)を行うこととなります。

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを評価することが考えられます。例えば具体的な業務の目標・課題を期首に設定し、その達成度を評価することが考えられます。

公正に行われなければならないこととされています。

人事評価の基準や方法など、人事評価に関して必要な事項は任命権者が定めることとなりますが、地方公共団体の長及び議会の議長以外の任

それぞれのパートで重要な点を簡条書きで示しました。法律の内容と制度の趣旨などを、ポイントごとに分かりやすく解説しました。

法律や制度の仕組みをビジュアルに分かりやすく表現しました。

根拠条文を掲載。条文の解釈上重要な点は「解説」を加えました。

図13 人材育成のための取組

人材育成のための総合的な取組(学習的風土作り等)

④ 条文をチェック!

(人事評価の根本基準)  
第23条 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。  
2 任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

## 東京法令出版 株式会社

☎112-0002 東京都文京区小石川5丁目17-3 (代表) ☎03(5803)3304 FAX(5803)2560  
 ☎534-0024 大阪市都島区東野田町1丁目17-12 ☎06(6355)5226 FAX(6355)5227  
 ☎062-0902 札幌市豊平区豊平2条5丁目1-27 ☎011(822)8811 FAX(795)6611  
 ☎980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目1-10 ☎022(216)5871 FAX(216)5884  
 ☎460-0003 名古屋市中区錦1丁目6-34 ☎052(218)5552 FAX(218)5554  
 ☎730-0005 広島市中区西白島町1-1-9 ☎082(212)0888 FAX(212)0018  
 ☎810-0011 福岡市中央区高砂2丁目13-22 ☎092(533)1588 FAX(533)1590  
 ☎380-8688 長野市南千歳町1005 (営業) ☎026(224)5411 FAX(224)5419  
 (編集) ☎026(224)5412 FAX(224)5439

広くご覧ください

お申込みは  
こちらから

●インターネットでお申込み  
<http://www.tokyo-horei.co.jp/>  
 (最新情報等もホームページをご覧ください。)

●電話でお申込み  
**0120-338-272**  
 (携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み  
**0120-338-923**